

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省 林野庁 経営課）

項目名	森林組合の連携手法の多様化に関する税制上の所要の措置											
税目	複数税目											
要望の内容	<p>森林経営管理制度の発足等を踏まえ、林業の成長産業化と森林資源の適正な管理を更に促進する観点から、森林の経営管理や林業所得の増大等に向けた森林組合系統の取組の強化を支援するため、森林組合関係制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずることとしている。</p> <p>改正後の森林組合法においても、協同組合原則に立脚した組織であることに変更を加えるものではないものの、森林組合に係る既存の税制の取扱いが維持されること等を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1476 996"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>森林経営管理制度の発足等を踏まえ、林業の成長産業化と森林資源の適正な管理を更に促進する観点から、森林組合間の連携手法の多様化等を通じて、森林組合系統の組織・事業に係る基盤強化を図る必要がある。このため、森林組合制度について見直しを検討。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成28年5月に策定した森林・林業基本計画において、森林組合は、国民や組合員の信頼を受けて、地域の森林施業や経営の担い手としての重要な役割を果たすことができるよう、森林組合の合併や経営基盤の強化等の事業・業務執行体制の強化、体質の改善に向けた改善を行うこととしている。</p> <p>また、令和元年6月の未来投資会議の成長戦略フォローアップにおいて、森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行うこととされている。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展</p>
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	